

介護のしごと魅力発信等事業公募要領（再公募）

今回の公募については、平成31年3月18日から4月8日までの間に公募した「介護のしごと魅力発信等事業実施要綱」に定める事業内容の一部について、再公募するものです。

1 実施主体（応募主体）

社会福祉法人等民間団体

※コンソーシアム形式による申請の場合は、幹事者を決めるとともに、幹事者が応募すること。（ただし、幹事者が業務のすべてを他のものに再委託することはできない。）

※次のすべての要件を満たす法人とする。

- ・ 本事業を的確に遂行するに足る組織、人員等を有していること。
- ・ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力、及び精算を適正に行う経理体制を有していること。
- ・ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ・ 厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。

2 実施期間

採択日～令和2年3月31日まで。

3 対象事業

実施団体は次の（1）及び（2）に掲げる事業から選択して実施するものとする。なお、両事業を実施することも差し支えないものとする。

なお、（1）、（2）及びその他実施要綱に定める事業の実施主体が異なる場合には、各実施主体は事業実施に当たり、相互に連携を図ること。

（1）福祉・介護の体験型・参加型イベント実施事業

幅広い世代が、楽しみながら福祉・介護を体験し、学習することによって、福祉・介護の現場で働くことに対する興味、関心を高めることを目的として行う事業。

（2）福祉・介護に対する世代横断的理解促進事業

福祉・介護の魅力を伝達し、福祉・介護に対して抱いているイメージを向上させるなど、若年層から中高年齢層までの幅広い世代に対して、世代横断的に福祉・介護の仕事に関する理解を促進するために行う広報事業。

4 事業実施上の留意事項

- （1）実施主体は、事業実施に当たり、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課（以下「当局」という。）に対して、定期的な連絡及び協議を行いつつ、当局の指示に従って事業を遂行すること。

なお、事業の種類ごとに実施主体が異なる場合、各実施主体は、当局が各実施主体間の連携を確保するために主催する「事業間連携会議」に参画するとともに、当該会

議の議論を踏まえ、実施主体間で相互に連携を図りつつ、事業を遂行しなければならないものとする。

- (2) 職能団体や事業者団体、地方公共団体などの関係団体とも連携を図ること。その際、地域医療介護総合確保基金により都道府県が実施する「人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施事業」、「地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業」、「若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験事業」、「介護に関する入門的研修」等の事業とも連動した事業内容を検討すること。

なお、関係団体の取組と連動した事業を実施する場合には、あらかじめ当局と協議の上、関係団体に対する要請を行うこと。

5 補助基準額及び対象経費

(1) 補助基準額

補助基準額は、次表の事業区分ごとにそれぞれ定める国庫補助基準額を上限とし、厚生労働大臣が必要と認める額とする。

事業区分	国庫補助基準額
福祉・介護の体験型・参加型イベント実施事業	156,223 千円
介護の仕事に関する世代横断的理解促進事業	126,435 千円

(2) 補助率

定額（対象経費の 10 / 10）

(3) 補助対象経費

報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、原材料費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料、保険料）、使用料、賃借料、委託料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）

6 公募手続

(1) 提出書類

<事業実施計画に係る書類>

- 介護のしごと魅力発信等事業への応募について（別紙様式 1）
- 事業所要額調書（別記 1）
- 対象経費支出予定額算出明細書（別記 2）
- 事業実施計画書（別記 3）
- 人件費、旅費、諸謝金の支給基準（所要額内訳書を作成するにあたり積算に用いた資料）

<実施団体の概要、活動状況に係る書類>

- 団体の概況書（別記 4）
- 定款
- 理事会等で承認を得た直近の事業実績報告書

<実施団体の経理状況に係る書類>

- 令和元年度収入支出予算（見込）書抄本（様式なし）
- 理事会等で承認を得た直近の財務諸表（貸借対照表、収支計算書、財産目録）、監事等による監査結果報告書（様式なし）
- ※ 応募書類はA4サイズとし、10部提出すること。

(2) 提出期限

令和元年6月13日（木）必着（公募開始より21日）

- ※ 提出期限を経過して届いた応募書類は受け付けないので、提出期限の厳守について特に留意すること。

(3) 提出先及び問い合わせ先

郵便番号 100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室
マンパワー企画係 高橋・西田 宛

- ※ 封筒表面に、赤字で『介護のしごと魅力発信等事業』応募書類在中」と記載のこと。

TEL：03-5253-1111（内線：2849）

FAX：03-3591-9898

7 事業採否の決定方法について

事業の採否については、別紙様式を提出した実施団体について、当省に設置する評価委員会による評価を踏まえて決定する。

(1) 評価委員会による評価について

応募のあった事業のうち、別に定める評価委員会設置要綱に基づく評価委員会において総合的な評価を行い、採否を決定する。

(2) 結果の通知等

審査結果の通知については、実施団体決定後、書面にて行うものとする。

(3) 補助金申請等

採択された法人は、速やかに交付要綱に従って補助金申請を行うとともに、実施要綱に従って事業の準備を始めること。

(4) その他

- ・ 評価は非公開で行うものとする。
- ・ 提出された企画書等は返却しない。
- ・ 実施団体の決定について、個別の問い合わせには応じない。

8 補助金執行の適正性確保について

- (1) 本補助金は、「補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律」の規定により交付される補助金であり、不適正な使用が認められた場合については、刑事処罰されることがあるので、適正執行に努めること。

- (2) 事業実施に際しては、収入及び支出状況が分かる通帳を適切に管理し、収入及び支出についての証拠書類(契約書、旅費等の領収証)については、事業終了後5年間、実施主体において保存すること。
- (3) その他の関連事項については、別途定める実施要綱や交付要綱によるものとする。